令和７年度　南魚沼市立総合支援学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号，平成２５年６月２８日公布，平成２５年９月２８日施行，以下「法」という。）第１３条の規定に基づき，「南魚沼市立総合支援学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

１　いじめ防止のための基本的な方針

⑴ いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

いじめとは，法第２条で「児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

② いじめ防止の対策に関する基本理念

教職員は，いじめがどの子どもにも，どの学校でも起こりうるものであることを認識するとともに，いじめの早期発見に努め，いじめを認知した場合は深刻化させないよう迅速かつ適切に対処することが重要である。

また，児童等には，いじめを行わないことのみならず，いじめを認識しながらはやし立てたり，傍観したりすることがないよう，全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことを十分理解させるようにする。加えて，いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し，学校，家庭，地域，関係機関等が連携していじめ問題の克服に取り組む。

③ いじめの禁止

児童等は，いじめを行ってはならない。（法第４条）

⑵ いじめ防止のための取組

よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み，いじめを生まない土壌をつくるため，次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。

ア　学校の教育活動全体を通じ，児童等の豊かな情操や道徳心，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重し合える態度など，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。

イ　全ての児童等が安心して学校生活を送ることができるよう，児童等の「居場所づくり」を進めるとともに，児童等同士の「絆づくり」を通して，自己有用感や充実感を感じられるようにすること。

ウ　児童等がいじめを行う背景にある要因についての改善を図るとともに，児童等がストレスに適切に対処できる力を育むこと。

エ　いじめの問題への取組の重要性について保護者及び地域全体に認識を広め，家庭，地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

⑶ いじめの早期発見

教職員，児童等や保護者，地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し，いじめの早期発見に努める。教職員や保護者等は，児童等からいじめに係る相談を受け事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍

する学校へ通報するなど，可能な限り早い段階で適切な措置を講じる必要がある。

⑷ いじめへの対処

いじめを認知した場合，直ちに，いじめを受けた児童等及びいじめを知らせてきた児童等の安全を確保することや，いじめたとされる児童等に事情を確認した上で適切に指導することなどを組織的に行う。

２ いじめ防止のための基本的な施策

⑴ 基本的な取組

① いじめの未然防止のための取組

ア 重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ，組織的に取り組む。

イ 教育活動全体を通して，児童等の自己有用感と自己肯定感を高め，規範意識と人間関係能力を高める。

ウ 児童・生徒が主体的にいじめ防止に取り組む委員会活動の充実を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

在籍する児童や保護者に対する調査を必要に応じて実施する。（法第１６条）

児童生徒の実態を考慮し、職員の日々の行動観察や保護者との連携で、児童生徒の状況を把握していく。

９月及び１月に記名式の学校生活アンケートを保護者面談に合わせて実施する。

イ いじめ相談体制の整備　教育相談員等との連携

ウ 教職員の資質向上

⑵ いじめの防止等の対策のための組織

① 名称

法第２２条の規定に基づき，いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「南魚沼市立総合支援学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

② 委員会の構成員

校長，教頭，生徒指導主事，養護教諭，生徒指導部員，必要に応じて、インクルーシブ教育推進室職員，教育相談員，民生児童委員等とする。

③ 委員会の役割

ア いじめの相談・通報の窓口

イ いじめに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報収集と記録，共有

ウ 当該情報の迅速な共有，関係児童等への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

④ 委員会の取組

ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査，教育相談等）。

イ いじめの未然防止に関すること（啓発活動等）。

ウ いじめの発生時の対応に関すること。

⑶ いじめ発生時の措置

① いじめに係る相談・報告を受けた場合は，速やかに事実を確認する。

② 当該情報を基に，委員会としての対応策を協議し，全教職員の共通理解を図る。

③ いじめを受けた児童等を確実に見守って保護する。また，必要に応じて別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
④ いじめを受けた児童等の保護者に家庭訪問等を行い，事実関係と当面の対応を説明し，今後の学校との連携について保護者の理解を得る。
⑤ いじめを行った児童等に対して，自らの行為の責任を自覚させ，不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう指導する。その保護者に対して学校との連携を継続し，保護者としての責任を継続的に果たすよう助言する。
⑥ いじめを見ていたあるいは認知していた児童等に対して，自分の問題として捉えさせるとともに，誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
⑦ いじめに関係する保護者に対して，関係する情報と学校の対応を説明する。
⑧ その他の児童等に対して，学級指導，学部集会，全校集会等において関係する児童等とその保護者のプライバシー保護に配慮した上で当該事案の説明と指導を行う。
⑨ いじめに関係する児童等及び保護者に関わる情報を委員会で定期的に交換し，いじめの解消と再発防止を図る。
⑩ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については，市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。犯罪行為等については，警察署に通報・相談を行う。また，児童・生徒の生命・身体・財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに南魚沼警察署に通報し，適切な援助を求める。

３ 重大事態への対応

⑴ 重大事態の定義

① いじめにより，在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。※児童等の自殺未遂や心身への傷害、金品等の被害等
② いじめにより，在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。※年間３０日めやす,一定期間,連続して欠席等
③ その他，市教育委員会が重大と認めるとき。

⑵ 重大事態発生時の対応

校長が市教育委員会へ報告し，該当事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合
ア 委員会を母体としつつ，当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
ウ いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
② 学校の設置者である南魚沼市が調査主体となった場合の対応
南魚沼市の調査組織に必要な資料を提出するなど，調査に協力する。

⑶ その他

児童等や保護者から，いじめにより重大事態に至ったという申立てがあった時は，軽はずみな判断をせず，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。